

三

三

31.10

昭和九年
十二月
十日

右 明 本 籍 地 南 東 方 廣 德 縣 司 公 報 官 年 級 氏 名 松 貞

申立書

故

昭和二十一年ラバウルに陸し御出立としまして事務、昭和二十一年
三月頃ブーゲンビルの島に上陸し、
同じ故郷の由縁が、く同王面會所、
昭和二十一年九月下旬頃、
氏は木材バツ材中、材木より下敷となり即死したと
ありました。

後遺後軍速御家族の方へ御通知してあります。この件
につき申立書を作つたのと御依頼がありするところ、
が即死した事を確認致しませう。

昭和二十一年六月八日

۲۲۳

五

一教正書

者本籍地及現在所

[illegible]

烏送付先 吳地所屬負務 務處理部人事業務課課長

録 3102

事実（環境）一 概要

（所轄） 第二八投撃隊

海軍軍病（正員）

一 勤務場所 ニューブリテン島「トロー」地区（ラウラ約十里）

二 一般状況

昭和五年三月二一「トロー」地区に到着し、第三航空隊より新設南飛行場を構築し、作務に従事し、戦況変化に伴い訓練、生産、陣地構築、大規模な「トロー」地区にあり、生産作業（伐木、開墾、甘蔗、植付）及び地下居住施設、地下倉庫の設置に従事し、全防務科十科が常駐し、四機三三三機が編成され、一日一回、全隊事情は諸主金とシ、

三 死亡者との関係並に勤務状況

死者の勤務、第一中隊、中隊長「」死亡者死亡時迄指揮監督した

四 健康状態

食糧事情、日本人の生産課に所属し、量より比較的良好である

日本人の要員は非常な良人と思われる

断片

既受橋（橋脚）当時の作業状況
 地下居住正、同倉庫改修の川の川に圍
 下回りにも掘大を穿つて
 土質は火山灰のり比較的作業は容易
 のあり

大受橋（橋脚）状況

前記作業中、橋脚の個所は三軒並に橋脚形、木杭支え上部側面は
 板を挿入れは上りのある、その上作業の降軟弱の土質、個所の上部
 にあり土砂の崩壊し、その中に入り下敷となり、後頭部胸部等が強く打た
 れ、直ぐにトベラ市部府令に収容され、遂に死したと云ふ

右申告します

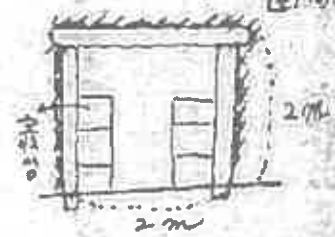
昭和三十一年四月十二日

元第三大坂市海防

海軍技術少尉

現住所

断面図



平面図

